

令和6年度 第3期 論文式憲法試験問題

受験上の注意事項

- 1 監督者の指示がある前に、この問題を開くことを禁止します。
- 2 試験開始の合図により、解答を始めてください。この試験では、六法を貸与し、その使用を許可します。
- 3 試験開始の合図の後、印刷不鮮明等に気付いた場合は、黙って手を挙げ、監督者に申し出てください。
- 4 解答は、答案用紙に黒インクのペン又はボールペンにより書いてください。
消せるボールペンや時間の経過により字が消えるボールペンは使用しないでください。また、鉛筆は不可です。
- 5 試験時間は60分です。
試験開始後20分以内及び試験終了前5分間は、答案の提出及び試験室からの退出はできません。それ以外の時間に退出（途中退出）する場合には、黙って手を挙げ、自席で答案及び問題を監督者に渡してから退出してください。
- 6 この問題は、試験終了後、持ち帰ることができます。
- 7 次のもの以外は机の上に置かないでください。
受験票、筆記具、時計（計算機能等のないものに限る。）、眼鏡。
受験票は、氏名、受験番号が記載されている面を表にして、監督者が見やすい位置に置いてください。なお、上記以外のものについては、監督者の許可を得てください。
- 8 問題検討のためのラインマーカー及び色鉛筆の使用は、問題用紙に限り認めます。
- 9 携帯電話等は、必ず電源を切って鞆等にしまってください。
- 10 試験室内では、耳栓の使用はできません。
- 11 試験時間中の発病等やむを得ない場合には、黙って手を挙げ、監督者の指示に従ってください。
- 12 試験時間中の喫煙や飲食（ガム等を含む。）は、禁止します。
- 13 試験終了の合図とともに、直ちに筆記具を置き、監督者の指示を待ってください。
- 14 不正の手段によって試験を受け、又は受けようとした者に対しては、試験を停止し、合格の決定を取り消すことがあります。

〔憲 法〕

次の〔設例〕を読んで、後記〔設問〕に答えなさい。

〔設例〕

日本弁護士連合会（以下「日弁連」という。）は、定期総会において、A党が国会に提出すべく準備中である「防衛秘密を外国に通報する行為等の防止に関する法律案」（以下「本件法律案」という。）に関し、同法律案の国会への提出に反対することを内容とする決議を行った（【資料】）。これに対して、日弁連の会員である弁護士Bは、本件法律案のように個人の思想、信条及び政治的立場の相違により大きく意見の分かれる政治上の問題について、総会における多数決で賛成、反対の意思を決定し表明することは、強制加入の法人である日弁連の目的の範囲外の行為であると主張した。

〔設問〕

Bの主張の当否について、判例を踏まえて、論じなさい。

【資料】

第**回定期総会・国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案に反対する決議
（決議）

「防衛秘密を外国に通報する行為等の防止に関する法律案」は、第***回国会には上程されなかったが、なお、その立法を図る動きは根強いものがある。

この法律案は、さきに廃案となった「国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案」に、定義規定の新設や処罰規定の削除という部分的修正を加えたものであるが、依然として秘密の範囲・行為類型が広範囲・無限定であり、旧法律案の構成要件の定め方と基本的に変わらない。

また、出版・報道業務従事者への不処罰規定が新設されているが、出版・報道業務に従事する者だけが何故特別に免責されるのか疑問であると同時に、免責の要件も不明確であって権利保障の機能が根本的に欠落している。

したがって、言論・表現の自由を侵害する危険はいささかも減ってはいない。

国政に関する情報は、国民に公開されるのが大原則であり、国民が情報に接近することを犯罪視する考え方に立つこの法律案は、国民の知る権利をはじめとする基本的人権を侵害し、国民主権主義、民主主義に反するものといわなければならない。

われわれは、このような法律案を再び国会に提出することに強く反対する。

以上のとおり宣言する。

****年*月**日

日本弁護士連合会

(提案理由)

(略)

【関係法令】

○ 弁護士法（昭和24年法律第205号）（抜粋）

第1章 弁護士の使命及び職務

(弁護士の使命)

第1条 弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする。

2 弁護士は、前項の使命に基き、誠実にその職務を行い、社会秩序の維持及び法律制度の改善に努力しなければならない。

第3章 弁護士名簿

(弁護士の登録)

第8条 弁護士となるには、日本弁護士連合会に備えた弁護士名簿に登録されなければならない。

(登録の請求)

第9条 弁護士となるには、入会しようとする弁護士会を経て、日本弁護士連合会に登録の請求をしなければならない。

第5章 弁護士会

(目的及び法人格)

第31条 弁護士会は、弁護士及び弁護士法人の使命及び職務にかんがみ、その品位を保持し、弁護士及び弁護士法人の事務の改善進歩を図るため、弁護士及び弁護士法人の指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的とする。

2 弁護士会は、法人とする。

(入会及び退会)

第36条 弁護士名簿に登録又は登録換を受けた者は、当然、入会しようとする弁護士会の会員となり、登録換を受けた場合には、これによつて旧所属弁護士会を退会するものとする。

2 第11条に規定する請求により登録取消を受けた者は、当然、所属弁護士会を退会するものとする。

(答申及び建議)

第42条 弁護士会は、日本弁護士連合会から諮問又は協議を受けた事項につき答申をしなければ

ばならない。

2 弁護士会は、弁護士及び弁護士法人の事務その他司法事務に関して官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる。

第6章 日本弁護士連合会

(設立、目的及び法人格)

第45条 全国の弁護士会は、日本弁護士連合会を設立しなければならない。

2 日本弁護士連合会は、弁護士及び弁護士法人の使命及び職務にかんがみ、その品位を保持し、弁護士及び弁護士法人の事務の改善進歩を図るため、弁護士、弁護士法人及び弁護士会の指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的とする。

3 日本弁護士連合会は、法人とする。

(準用規定)

第50条 第34条、第35条、第37条、第39条及び第42条第2項の規定は、日本弁護士連合会に準用する。

